

京都府立学校教職員定期健康診断、2次健康診断、情報機器健康診断及び特定化学物質健康診断等業務単価契約書

京都府を甲とし、一般社団法人京都微生物研究所を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり業務契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称、内容等

令和6年度京都府立学校教職員定期健康診断、2次健康診断、情報機器健康診断及び特定化学物質健康診断等業務

(2) 予定数量

(単位：人)

ブロック名	定期健康診断					2次健康診断	情報機器健康診断	特定化学物質健康診断等			
	胃部検査以外	胃部検査	寄宿舍指導員に係る2回目	出張				1回目	2回目	出張	
				単位	予定数量					単位	予定数量
京都市内ブロック	870	380	35	0.5日	2回	13	400	-	-	-	-
乙訓・山城・南丹ブロック	1,390	500	50	0.5日	1回	7	470	10	10	0.5日	1回
中丹・丹後ブロック	920	380	35	0.5日	4回	10	320	15	15	0.5日	2回
計	3,180	1,260	120	0.5日	7回	30	1,190	25	25	0.5日	3回

注1 寄宿舍指導員に係る2回目の定期健康診断検診単価は1回目とは別途に積算することとし、加えて出張料(宿泊費を含む。)を積算することとする。(寄宿舍指導員にかかる2回目以外の健康診断にかかる出張料は検診単価に含めて積算する。)

注2 特定化学物質健康診断等について、じん肺健康診断は2回目に溶接ヒューム検診と併せて実施するものとして積算することとし、加えて出張料(宿泊料を含む。)を積算することとする。

(3) 契約単価

ア 定期健康診断(寄宿舍指導員にかかる2回目を除く。)

(ア) 京都市内ブロック

a 問診(内科診察) 受検者1名につき \_\_\_\_\_円

- b 身体計測（身長、体重）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- c 身体計測（腹囲）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- d 血圧検査・視力・聴力検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- e 尿検査（蛋白、潜血、糖） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- f 胃部検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- g 血液検査（20項目） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- h 心電図検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円

(イ) 乙訓・山城・南丹ブロック

- a 問診（内科診察） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- b 身体計測（身長、体重）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- c 身体計測（腹囲）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- d 血圧検査・視力・聴力検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- e 尿検査（蛋白、潜血、糖） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- f 胃部検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- g 血液検査（20項目） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- h 心電図検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円

(ウ) 中丹・丹後ブロック

- a 問診（内科診察） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- b 身体計測（身長、体重）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- c 身体計測（腹囲）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- d 血圧検査・視力・聴力検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- e 尿検査（蛋白、潜血、糖） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- f 胃部検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- g 血液検査（20項目） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- h 心電図検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円

イ 寄宿舎指導員に係る2回目の定期健康診断

(ア) 京都市内ブロック

- a 問診（内科診察） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- b 身体計測（身長、体重）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- c 身体計測（腹囲）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- d 血圧検査・視力・聴力検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- e 尿検査（蛋白、潜血、糖） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- f 血液検査（20項目） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- g 心電図検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- h 出張料 0.5日につき \_\_\_\_\_円

(イ) 乙訓・山城・南丹ブロック

- a 問診（内科診察） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- b 身体計測（身長、体重）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- c 身体計測（腹囲）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- d 血圧検査・視力・聴力検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円

- e 尿検査（蛋白、潜血、糖） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- f 血液検査（20項目） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- g 心電図検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- h 出張料 0.5日につき \_\_\_\_\_円

(ウ) 中丹・丹後ブロック

- a 問診（内科診察） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- b 身体計測（身長、体重）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- c 身体計測（腹囲）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- d 血圧検査・視力・聴力検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- e 尿検査（蛋白、潜血、糖） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- f 血液検査（20項目） 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- g 心電図検査 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- h 出張料 0.5日につき \_\_\_\_\_円

ウ 2次健康診断 受検者1名につき \_\_\_\_\_円

エ 情報機器健康診断

- (ア) 京都市内ブロック 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- (イ) 乙訓・山城・南丹ブロック 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- (ウ) 中丹・丹後ブロック 受検者1名につき \_\_\_\_\_円

オ 特定化学物質健康診断等

(ア) 乙訓・山城・南丹ブロック

- a 溶接ヒューム検診1回目 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- b 溶接ヒューム検診2回目（じん肺健康診断含む。）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- c 出張料 0.5日につき \_\_\_\_\_円

(イ) 中丹・丹後ブロック

- a 溶接ヒューム検診1回目 受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- b 溶接ヒューム検診2回目（じん肺健康診断含む。）受検者1名につき \_\_\_\_\_円
- c 出張料 0.5日につき \_\_\_\_\_円

消費税の取扱いについては、上記の単価に100分の10に相当する額を加算する。

(4) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

(5) 契約保証金 免除

(6) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年 \_\_\_\_\_パーセント

※（参考）令和5年度2.5パーセント

（業務の処理の方法）

第2条 乙は、別添の仕様書により業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（処理状況の調査）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(業務の内容の変更)

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、手数料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(結果報告及び検査)

第5条 乙は、業務を完了したときは、直ちに、検診結果報告書を甲に提出しなければならない。なお、検診結果報告書は第6条に定める手数料の支払いを受けようとする業務ごとに提出することができる。

2 甲は、前項の検診結果報告書を受理したときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。ただし、前項後段の検診結果報告書については、毎月末日までに受理した検診結果報告書について翌月10日までに検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不相当となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(手数料の支払)

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって手数料の支払を請求するものとする。

2 前項の請求において、請求金額は、第1条第3号のアからオまでに掲げる各単価に受検者数を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、請求金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲は、第1項の請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に手数料を支払わなければならない。

4 甲は、約定期間内に手数料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、該当未払金額に対し、第1条第6号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

5 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第7条 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲はその超える日数に応じ前条第4項及び第5項の例により計算した金額を乙に支払うもの

とする。

(履行遅滞)

第8条 乙は、第1条第4号の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第3号の契約単価に未受検者数を乗じて得た金額に対し、第1条第6号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第6条第5項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下のこの号において同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定による業務の内容の全部又は一部の変更のため、手数料が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

第9条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に検診を実施した受検者数を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、予定数量から既に検診を実施した受検者数を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第11条の2 乙は、第9条の2各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第12条 第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第12条の2 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第14条 乙は、本件業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 15 条の 2 乙は、委託業務における個人情報の取扱いに係る京都府個人情報保護条例（平成 8 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項に規定する必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
- (2) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (4) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (6) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (7) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (8) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (9) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は条例により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (10) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について 調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内



容に従うこと。

(11) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不相当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。

(12) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

第 16 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第 17 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 京都府  
契約担当者 京都府教育委員会  
教育長 前川 明範

乙